

高砂市条例第26号

高砂市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 高砂市の総合計画に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、高砂市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、知識経験を有する者及び市民の中から、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が委員から指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説

明を求め、又は意見を聴くことができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年高砂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表労政審議会の項の次に次のように加える。

総合計画審議会	委員	日額	9,000円
---------	----	----	--------